

政策・方針決定過程への女性の参画

- 第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月閣議決定）では、農林水産業における政策・方針決定過程への女性参画の推進のため、令和12年度までに農業委員に占める女性の割合30%、農業協同組合の役員に占める女性の割合20%、土地改良区（土地改良区連合を含む。）の理事に占める女性の割合10%という成果目標が設定されている。
- 九州地域では、全国と比べ農業委員、土地改良区の理事の割合が上回っている。農業協同組合の役員は全国平均を下回っており改善が必要。

